

池袋駅周辺景観形成特別地区に係る 景観形成ガイドラインの策定について

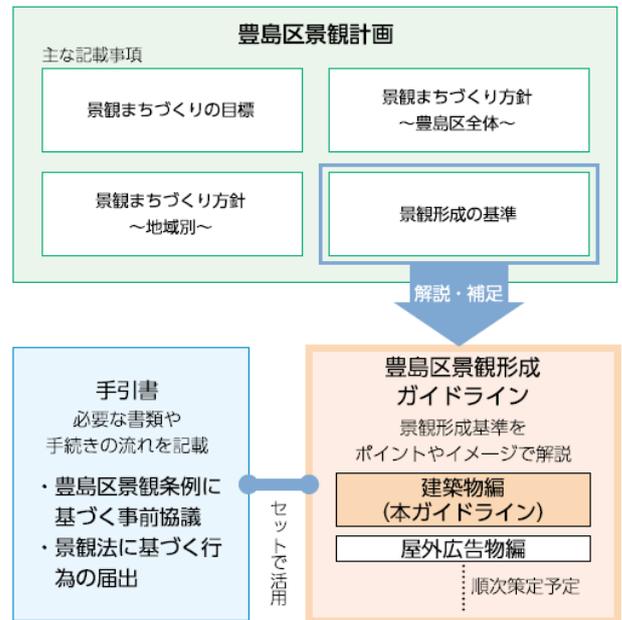
1. 景観形成ガイドラインの概要と役割

(1) ガイドラインの位置付け

豊島区景観計画のうち「景観形成の基準」についての解説・補足をまとめたもの。景観形成基準をポイントやイメージを解説する。

(2) ガイドラインの役割と内容

- ・「景観形成の基準」の意図や効果をイラスト等を交えて解説する普及・啓発としての役割
- ・「景観形成の基準」を具体的に設計に落とし込んだ際に、どの様な取り組み例があるかを示した参考事例集としての役割
- ・景観協議の中で、区と事業者で共通イメージを持つためのデバイスとしての役割



図：景観形成ガイドラインと景観計画の関係



建築物編

市街地の区分に応じた景観形成基準

- ・低層住居系市街地
- ・住居系市街地
- ・複合市街地
- ・商業・業務系市街地

景観形成特別地区の景観形成基準

- ・神田川沿川景観形成特別地区
- ・六義園周辺景観形成特別地区
- ・雑司が谷地域景観形成特別地区追録編 (令和元年 8 月策定)
- ・池袋駅東口周辺景観形成特別地区追録編 (令和 4 年 6 月策定) ← 本書
- ・池袋駅西口周辺景観形成特別地区追録編 (令和 4 年 6 月策定) ← 本書

豊島区景観計画の「建築物・工作物に対する景観形成基準」をポイントと組みみイメージなどで解説しています。



屋外広告物編

屋外広告物の種類別の配慮事項

地域別の配慮事項

- 一般地域
 - ・住居系の地域
 - ・その他の地域
- 景観形成特別地区
 - ・六義園周辺景観形成特別地区
 - ・雑司が谷地域景観形成特別地区
 - ・池袋駅東口周辺景観形成特別地区追録編 (令和 4 年 6 月策定) ← 本書
 - ・池袋駅西口周辺景観形成特別地区追録編 (令和 4 年 6 月策定)

豊島区景観計画の「7章 屋外広告物の表示等」に基づき、東京都屋外広告物条例や関係法令の規定による基準に加え、景観に配慮すべき事項を示しています。

2. 検討状況

令和3年7月14日	第25回景観審議会デザイン検討部会（報告）
令和3年10月10日	街角アンケート実施（中池袋公園・池袋西口公園）
令和3年10月10日	ホームページでのアンケート ～令和3年11月26日
令和3年10月26日	第26回景観審議会デザイン検討部会（報告）
令和3年11月7日	街角アンケート実施（グリーン大通り）
令和3年12月14日	第15回景観審議会（報告）
令和4年2月3日	第27回景観審議会デザイン検討部会（報告）
令和4年2月11日～25日	景観形成ガイドライン（素案）に対する意見募集
令和4年3月3日	第28回景観審議会デザイン検討部会（報告）
令和4年3月30日	第16回景観審議会（最終報告）

（1）第27回景観審議会デザイン検討部会（令和4年2月3日）

①報告事項

- ・景観形成ガイドライン素案の報告
- ・今後のスケジュール

②委員からの意見とその対応

指摘事項	回答
<p>【参考資料1 P.6】 セットバック空間の事例写真は、さみしい印象がある。他都市事例でよいので、オープンカフェなどの事例写真に差し替えてはどうか。</p>	写真を差し替え対応。
<p>【参考資料1 P.7】 窓面の事例写真は、誤解を与える可能性がある。ガラス面の内側にサイネージなど広告表示を推奨したいわけではないため、別の写真の方が良いのではないかと。</p>	写真を差し替え対応。
<p>街路樹の剪定について、現況には強剪定されたものもある。街路樹は景観形成上重要であるため、どこかに記載があっても良いのではないかと。</p>	本ガイドライン冒頭に、公共空間の整備のポイントを取り纏めた「景観形成ガイドライン～公共空間編～」や、他の関連計画・ガイドラインを紹介し、多角的な方面からの配慮を誘導する。

<p>写真のセレクトについては、詳細に見ると誤解を招く写真も含まれているため、今回の追録編にあたって写真を掲載した意図を解説しておくことが考えられる。</p>	<p>より良質な事例写真を選定した上で、キャプションをより具体的に記載し、掲載の意図が伝わるよう調整。</p>
<p>指摘のあった街路樹など含め、歩行者空間の質の向上が求められているため、トップページに前置きとして、横串を刺すような考え方を書いておくのが良いと思った。</p>	<p>本冊子冒頭に、池袋駅周辺地域を『国際アートカルチャー都市のメインステージ』として育てていくために優先的に取り組むべき項目を示した『池袋駅コア・ゾーンガイドライン』を紹介し、街づくり全体の方向性を念頭に計画するよう誘導を図る。</p>

(2) 景観形成ガイドライン（素案）に対する意見募集

①実施概要

意見募集の方法：ホームページへの掲載、窓口での供覧

募集期間：2月11日（金）～2月25日（金）

意見の提出者数：1名

意見数：1件

②意見内容および対応と回答

意見	回答
<p>歩行者と自転車優先の街づくりを進め、車との分離を図るべき。</p> <p>その為に歩道と車道の緩衝空間として有効な自転車専用道路の整備を充実・徹底するべき。</p>	<p>ご指摘の通り、歩行者優先の街づくりは区にとって大きな課題と考えております。</p> <p>景観計画の中では、店舗など人の列が予想される建築物を計画する際は、敷地内に人が留まれる空間を設け、道路空間に人が溢れ出さないよう誘導しております。</p> <p>また道路空間における歩車分離や自転車専用道路の整備などのご意見については、各所管に情報共有させて頂き、今後の計画の参考とさせていただきます。</p>

(3) 第28回景観審議会デザイン検討部会（令和4年3月3日）

①報告事項

- ・前回の景観審議会デザイン検討部会での意見に対する対応
- ・意見募集結果および意見に対する対応

②委員からの意見とその対応

意見	回答
冒頭ページの関連ガイドラインの案内について、建築物編・屋外広告物編・公共空間編の順で並んでいるが、池袋駅周辺については特に公共空間の作り方が重要となるので、公共空間編を1番最初に持ってきてはどうか。	「公共空間編」「建築物編」「屋外広告物編」の順に改めました。
冒頭ページの関連ガイドラインの案内について、「必要に応じてご活用してください」との案内があるが、「併せてご確認ください」など、確認した上で計画するよう促す表現にした方がよいのでは。	「併せてご参照ください」と表現を改めました。

3. 今後のスケジュール

令和4年6月：景観形成ガイドライン公開

※景観計画の変更と同時公開予定